

🔄 農畜産物の安全性確保

県産農畜産物等に対する安全・安心を確保するため、関係機関と連携しつつ、放射性物質汚染への不安の払拭に取り組みます。

また、農業者の農薬や動物医薬品の適正使用を徹底するとともに、生産・流通段階における農産物や労働の安全性確保に向けたGAPやHACCPの導入、高病原性鳥インフルエンザやBSE等の人獣共通感染症の予防対策を徹底し、その情報を消費者に伝えることにより、県産農畜産物への信頼を確保します。

【達成指標】

項目	平成22年度	平成29年度 (目標)	設定の考え方
生産者GAPに取り組むJA生産部会・農産物直売所の割合	13%	39%	JAグループの生産部会及び農産物直売所（有人の常設形態）のGAPへの取組の大幅（3倍）な拡大をめざす

【目指す5年後の姿】

- ◆すべての農業者が農畜産物の安全性確保について高い意識を持ち、農薬等の適正使用や、GAPへの取組などにより、適正な農業生産活動が行われています。
- ◆農業生産に加え、流通や販売段階の適正な農産物の管理により、より一層食品としての安全性を確保する取組が始まっています。
- ◆豊かな自然の中で栽培された本県の安全な農畜産物等を消費者が安心して購入しています。

【展開する施策】

● 放射性物質検査の実施と情報発信による安全・安心の確保

- 消費者及び本県農業者の不安を払拭するため、農畜産物、農地土壌等の検査を定期的を実施します。
- 検査結果を県ホームページで公表するとともに、県内外の市場等で県産農畜産物の安全性を広く周知します。
- 海外に向け、県産農畜産物の安全性について積極的に情報発信します。

● GAPの推進による農産物・労働の安全性確保

- 「長野県適正農業規範」を活用した研修会の開催等により、GAPについての農業者の理解醸成や取組レベルの向上を進めます。
- 農業者のより一層適正な農業生産への改善を支援するための指導者を育成します。
- 農産物直売所等ごとの組織や販売の形態などの状況を踏まえ、個別相談等によりGAPの導入を進めます。
- 流通段階の安全性を確保するため、集出荷施設や農産物直売所における施設GAPの導入を推進します。

- 輸送・販売業者等と連携し、流通・販売段階までの適正な工程管理による安全・安心のフードチェーンの構築を進めます。

● 農場HACCPの推進による生産物の安全性確保

- 畜産物の安全性向上のため、畜産農場におけるHACCPの手法を用いた衛生管理方法の導入を進めます。

● 農薬の適正使用の推進

- 農業者に対し、農薬の適正な使用と保管管理、生産履歴の記録等について指導を実施します。
- 農薬販売者及びJA営農指導員等を農薬の専門的な知識をもった「農薬管理指導士」として認定するとともに、農業生産での農薬の安全かつ適正な使用について農業者に対し積極的な助言等を行えるよう育成します。
- 農薬の飛散防止や住宅地等の周辺で散布を行う際の事前通知を徹底し、他作物や周辺住民等への危被害を防止します。
- 農産物直売所における出荷前農産物の残留農薬検査を促進します。

● 動物用医薬品・家畜飼料の適正使用の推進

- 動物用医薬品の製造業者や販売業者及び獣医師や畜産農家に対し、動物用医薬品の適正な取扱いを指導します。
- 産業動物診療体制を維持するため、獣医師の確保に努めます。
- 飼料製造業者及び販売業者に対し、飼料の適正な取扱いを指導します。

● 人獣共通感染症の発生防止

- 定期的に農場へ立ち入り、食中毒の原因となる腸管出血性大腸菌O157やサルモネラ等の検査や衛生管理の指導を行い、より安全な畜産物の生産を推進するとともに、消費者への生産・流通情報の正確な伝達と安心を実感できる情報の充実を進めます。
- 人と動物の共通感染症である鳥インフルエンザやBSE等の侵入防止と監視体制を強化します。

● 食品表示の適正化の推進

- JAS法等食品表示関係法令の普及・啓発に努め、適正な表示を徹底します。
- 生産者や小売業者等に対して、食品表示に係る調査を定期的を実施するとともに、調査の機会を捉え食品表示に対する理解促進に努めます。
- 消費者等からの違反情報に対しては、速やかな事実確認とJAS法等に基づく適切な対応を行います。
- 食品の安全性に関する情報の積極的な提供や、リスクコミュニケーションを実施するなど、消費者、生産者、小売業者及び行政間の情報の共有化と相互理解を促進します。

【食の安全・安心の確保】

